

## 条例の考え方等について

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| ○「市民憲章」、「日本一健康文化都市」 .. | P 1 |
| ○自治基本条例との違いについて .....  | P 2 |
| ○条例の位置づけについて .....     | P 3 |
| ○条例の基本的考え方について .....   | P 3 |
| ○まちづくりの担い手の役割と責務 ..... | P 4 |

企画財政部企画政策課

## 袋井市民憲章

わたくしたちは、豊かな自然と文化に恵まれている郷土に誇りを持ち、人も自然も美しい健康文化都市をめざして、この憲章を定めます。

1. きまりを守り 住みよいまちをつくります
1. 思いやりの心で人に接し 明るい家庭をきずきます
1. 心と体をきたえ 働く喜びをわかちあいます
1. 教養を豊かにし 文化の向上につとめます
1. 郷土を愛し 美しい環境をつくります

(平成 18 年 4 月 1 日制定)

## 日本一健康文化都市宣言

～ 人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市 ～  
青く輝く海原と緑あふれる大地に抱かれ、先人によって築かれたふるさと  
ふくろいを、わたしたちは受け継いできました。

この恵まれた地域で、心やからだの健康を増進することはもとより、健康  
生活を支える自然を守り、地域社会を充実させていくことも、わたしたち  
みんなの願いです。

わたしたちは、健康意識を高くもち、一人ひとりが「心の健康」、「からだ  
の健康」、「まちの健康」を追求し、すべての人びとを幸せにしていきます。

わたしたち袋井市民は、住んでよかったという喜びを実感できるまちを  
目指し、ここに袋井市を日本一健康文化都市にすることを宣言します。

(平成 22 年 5 月 16 日制定)

### 日本一健康文化都市の理念

健康文化都市とは、心と体の健康はもとより、家庭や地域が温かく、都市と自然が調和  
するなど、人もまちもすべてが健康で、この地に暮らすみんなが、郷土に対する“誇り”  
と“喜び”を感じ、生活の向上と地域の発展を志向していくまちのことである。

健康文化都市を実現するためには、共生・協働・交流をもって、みんなで人づくりとま  
ちづくりに取り組むことが必要であり、高いところごしの下に、明確な目標を持ち、自ら  
が胸を張って誇れるまちを築くため“日本一”を掲げる。

すべての人々がこれを共通の理念として、後世まで受け継いでいくこととする。

# 「(仮称) 市民健康文化都市条例」と「自治基本条例」との違い

## ■条例の位置づけ

「(仮称) 市民健康文化都市条例」は他の条例と同列のもので、頂点にくる条例ではありませんが、「自治基本条例」は全ての条例の最高位に位置する条例です。



他の条例や計画を  
統一的に推進する  
幹のようなもの。  
他の条例との優劣  
はありません。

最高位に  
位置します

自治基本条例

その他の条例など

## ■条例の目的

「(仮称) 市民健康文化都市条例」は、他の条例などの統治を目的としたものではありませんが、「自治基本条例」は、まちづくりの最高規範として他の条例を統治することを目的としています。

「(仮称) 市民健康文化都市条例」は、それぞれの主体の役割を明確にすることを目的としています。一方、「自治基本条例」は、それぞれの主体の権利や義務を述べているため、住民の権利である「住民投票」などを定めています。



役割



権利・義務

## ■作成の主体

「(仮称) 市民健康文化都市条例」は、市民の参加を得て策定するため、一年をかけて作成します(行政主導型)。行政主導型ではありますが、市民の方の意見を幅広く取り入れることが必要であるため、パブリックコメントや、市民の方を交えた意見交換会を予定しています。

一方、「自治基本条例」は、市民が主体的に策定をするため、2～3年の年月をかけて作るのが一般的です(市民主導型)。

## □「(仮称) 市民健康文化都市条例」と「自治基本条例」との共通点

共通点としては、どちらも罰則のないモラル条例であること、市民が主体的な行動をとるための拠り所になること、まちづくりにみんなで取り組むという認識を共有化するための条例であること、などが挙げられます。

## 「(仮称) 市民健康文化都市条例」策定への思い

「(仮称) 市民健康文化都市条例」には、袋井市のさらなる発展のため、市民、地域団体、事業者、行政等が向く方向を一緒にしたいという思いが込められています。これからは行政だけでなく、まちづくりに様々な主体が参画し、協働のまちづくりを行うことで、さらなる推進を図りたいと考えます。

## 条例の位置づけについて

(仮称) 市民健康文化都市条例の位置づけは、自治基本条例にみられるように、すべての条例の一番上に位置するものではありません。(条例に上下関係はありません)

本市においては、これまで袋井市景観条例、袋井市情報公開条例、袋井市まちを美しくする条例など、まちづくりに関する基本的な条例が多く制定されています。

(仮称) 市民健康文化都市条例は、他の条例や計画等のすべてに共通する統一的な行動や判断の基準を示すものです。



## 条例の基本的な考え方について

「(仮称) 市民健康文化都市条例」は、本市の掲げる日本一健康文化都市の実現に向け、「心と体」「都市と自然」「地域と社会」の3つを柱とする健康づくりを、市民や地域団体、事業者、議会等のまちづくりの多様な主体と市が協働して進めていくために、それぞれへの主体の役割と責務を定めた理念条例です。

# 日本一健康文化都市の実現に向けて

## ～まちづくりの担い手の役割と責務～

市民・地域団体・事業者・市議会・市長等がそれぞれの役割と責務を踏まえ、相互に連携および協働を図り、日本一健康文化都市の推進に努めます。

### 市長等

- ・日本一健康文化都市の実現に向けた総合的な施策を計画し、事業を実施する。
- ・施策の計画及び実施に当たり、市民等の意見を反映する。
- ・市民等が取り組むまちづくりに関する活動に対し、必要な支援を行う。

### 地域団体

- ・地域の人同士が絆を深め、健康に配慮した地域活動を行う。
- ・市が推進する日本一健康文化都市の取組に協力する。

### 市民

- ・自分たちのまちに関心を持ち、まちをよく知るための情報共有に努める。
- ・日本一健康文化都市について理解を深め、市民活動や地域活動に積極的に参加する。
- ・まちづくりの主体として、市と協働して日本一健康文化都市の施策の推進に努める。

### 事業者

- ・地域社会の一員として、良好な都市環境づくりに努める。
- ・市が実施する日本一健康文化都市の施策に協力する。

### 市議会

- ・市民の意見を的確に把握し、市民の意思を日本一健康文化都市の実現に反映させる。
- ・行政のチェック機能を果たす。